

坂出市個人情報保護対策審議会 会議議事録

日 時 平成27年8月11日(火)

午前10時～午前11時

場 所 本庁舎3階委員会室

■出席者 会長 吉田委員
委員 出田委員・斉藤委員・浜田委員・矢野委員・宮川委員・林委員

好井総務部長

事務局(総務課) 前谷課長・大林課長補佐・眞鍋主事・松林主事

■協議事項

番号法による坂出市個人情報保護条例の改正について

■次第

- 1 委員紹介
- 2 会長選出
- 3 協議

■議事録

発言者	内 容
事務局	只今より、坂出市個人情報保護対策審議会を開催いたします。 私、本日の会の進行を務めさせていただきます総務課長の前谷でございます。 それでは、まず、委員のご紹介をさせていただきます。 (吉田委員、出田委員、斉藤委員、浜田委員、矢野委員、宮川委員、林委員 (7名)) (欠席者・・・塩瀬委員 (1名)) (続いて、事務局紹介) それでは、総務部長よりご挨拶を申し上げます。
総務部長	(挨拶)
事務局	当審議会につきましては、現在の委員の皆様がご就任いただいて、初めての会議でございます。まずは会長の選出をお願いいたします。 進行につきましては、新たに会長が選出されるまでの間、総務部長に仮議長をお願いいたします。
総務部長	それでは、会長の選出に入ります。会長の選出につきましては、坂出市個人情報保護対策審議会規則第2条第1項の規定により、委員の互選によることとされております。会長の選出につきまして、どなたか、ご意見はございますか。

林委員 吉田委員は、坂出市の顧問弁護士であり、法律にも精通しているのので、適任かと思われます。いかがでしょうか。

総務部長 ただいま、吉田委員に会長をとという意見であります。皆さんいかがですか。

各委員 (賛成)

総務部長 それでは、会長は吉田委員にお願いするということによろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

総務部長 それでは、会長席移動をお願いします。会長一言ごあいさつをお願いいたします。

吉田会長 (会長あいさつ)
それでは、本日の協議事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 本日、当審議会を開催させていただきましたのは、「行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」が施行されることに伴い、坂出市個人情報保護条例を改正することにつきまして、坂出市個人情報保護条例第45条第2項「審議会は、～、個人情報の保護に関する制度の運営および改善について、市長または実施機関に意見を述べることができる。」との規定に基づき、ご意見をお伺いするものでございます。

それでは、「番号法による坂出市個人情報保護条例の改正」について、お手元に配布しました資料に基づいて、説明をさせていただきます。

(説明)・マイナンバー制度とは
・番号法による坂出市個人情報保護条例の改正について

吉田会長 条例第45条第2項の規定に基づき、審議会として意見があればということで、要点としては、マイナンバー制度については、個人情報の漏えいが心配されるが、ミスがないようにしなければならないということだと思います。
改正案に漏れがないか、これでよいのか、ということについては、審議会としての役割を超えていないかと個人的には思うが。

今回の改正としては、一般の個人情報の取扱いと特定個人情報の取扱いの縛りが違っているということですね。
審議会として、改正規定について問題はないと思われますが、審議会として意見はないでしょうか。

林委員 平成27年10月以降住民票上の住所にきちんといくのか不安があるのですが、通知カードはどのように配布されるのでしょうか。

事務局 簡易書留で配られるとなっております。
同居の方の家族だったら自分以外の番号を見ることも想定されます。

林委員 子供も一律に配られるのですか。

事務局 はい。

吉田委員 本人に到達したら、到達したとなるのではないのでしょうか。

浜田委員 番号は死んでも変わらないのでしょうか。

事務局 おそらくそうなると思います。

斉藤委員 番号はアトラダムなのか。それとも世帯ごとに何等か意味をもつ番号をふられるのですか。

事務局 市から情報システム機構に市民の情報を持参し、住基番号をもとに、何らかのシステムを介して番号をふられることとなります。

浜田委員 誰が番号をふるんですか。通知カードは市が配るのですか。

事務局 情報システム機構が降ります。1回目はシステム機構が配ります。全員きちんと配られない可能性があるので、漏れたら市から調査して配ることになります。

宮川委員 よくわからないのですが、マイナンバーが漏れたからといって危険があるわけではない。それを使って情報を引き出せるだけですよね。会社も従業員のマイナンバーを集めないといけないですし。
マイナンバーが漏れることが危険ではなく、それに紐付いている情報を漏れるということが危険であるということですか。

事務局 はい。そうです。

浜田委員 どのようなカードが配られるのでしょうか。住基カードに代わるものですか。

事務局 顔写真付きのカードについては、申請に基づき、住基カードに代わるものとなります。国は個人番号カードを推奨しています。

吉田会長 この会では、マイナンバー実施に向けて個人情報保護条例を改正することについての意見を求められています。審議会としては、特段の意見を持ち合わせていないということでしょうかね。これは全国的な話でありますし。
審議会としては、特段の意見を有していないという話となるが、事務局としてはいかがでしょうか。

事務局 本件につきましては、諮問に対する答申ではありません。新制度ができましたので、例えば、今後も個人情報の遺漏のないようにしてほしいとの意見等をいただければ。

吉田会長 意見書ということになれば、市長に意見書を提出するのでしょうか。

事務局 意見のない場合でも、意見がないと言ったうえで、今後も個人情報の遺漏のないようにしてくれという、報告をしようと考えております。

斉藤委員 改訂版の手引きは「議会事務局」となっているが「議会」の間違いでは。

事務局 「議会」が正当で「議会事務局」が誤りです。

斉藤委員 専門家ではないので、特段意見を述べたいというのではないと思うが。

吉田会長 今回の条例の改正については特段意見を述べることはない。市長への意見については私のほうで目を通させていただいて、ということによろしいでしょうか。

各委員 はい。

事務局 会長に素案を見ていただき、見直し、意見書についてはその後、委員に送付させていただくということによろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

事務局 それでは、職務代理者の指名をお願いします。

吉田会長 浜田さんはいかがですか。私に事故があった時に代理することとなりますが。

浜田委員 わかりました。

事務局 事務局から報告がございます。個人情報の開示請求の実績についてです。

H25年度は 24件請求がございました。
内訳は、全部開示11、一部開示9、不開示 3 却下 1です。

H26年度は 26件請求がございました。
内訳は、全部開示12、一部開示12、不開示 2です。

H27年度は 18件請求がございました。
内訳は、全部開示9、一部開示7、不開示 1、審査中 1です。

以上です。

吉田会長 今日は、お越しいただきありがとうございます。改正について審議会としてどうかということでしたけど、特段の意見はないということで。
今後も個人情報の遺漏のないようにしてほしいということで。

事務局 それでは、以上をもちまして、閉会させていただきます。長時間協議いただき、ありがとうございました。